

法律相談



相続、21

名古屋弁護士会 協会顧問弁護士 楠田 勇爾

相続放棄の原則と例外

最近の法律相談で、父親（被相続人）の借金を相続して支払わなければならないとするにはあまりにも気の毒な事例がありました。今回は、相続放棄の例外的な場合について申し上げたいと思います。

1、相続の形態

相続は、承認（単純承認および限定承認）か放棄かです。単純承認および限定承認については追って説明の機会もありましょうから今回は省略し、直ちに相続放棄に入ります。

2、原則

民法第915条（民法第915条第1項）は「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純もしくは限定の承認または放棄をしなければならない。ただし、……家庭裁判所においてこれ（3か月の期間）を伸長することができる」とします（第2項省略）。この3か月を熟慮期間といいます。そして、この3か月以内に限定承認または相続放棄をしないと単純承認をしたものとみなされます（民法第921条第2号）。

3、相続放棄とは

相続放棄とは、被相続人（本件の場合、被相続人は相談者の父親）の全財産を相続しないということです。すなわち、被相続人の積極財産（プラスの財産）も相続しない、消極財産（マイナスの財産）も相続しないということです。相続関係から全面的に離脱して相続人にならないということです。

4、相続放棄の期間

相続の開始を知ってから原則3か月です（家裁がに請求によりこの期間を伸長できる）。3か月あれば被相続人の財産状態の調査ができるでしょう、調査のうえで相続するかしないを決められるでしょうというのが法（民法）の趣旨です。

5、相続の開始を知った時

上記のとおり、熟慮期間は、相続人が「自己のた

めに相続の開始があったことを知った時」から3か月（以内）です。そこで問題となるのが、「相続關係を知った時」とはいかなる時点をいうかです。被相続人の死亡を知った時です。被相続人（例えば父親）が死んだことを知れば、自分は父親の相続人になったと考えるのが普通です。昔なら「チチシス」との電報を受け取ったとき、今なら電話かファクシミリかメールでしょうか。

6、相続放棄が認められる例外的な場合

上記のように、相続放棄は相続の開始＝被相続人の死亡を知ってから3か月以内になされるべきであるとするのが民法の定めです。これが原則です。民法のこの定めに対して判例は変遷しました。相続人が被相続人の債務（借金）を不相当に承継しない（引き継がない、引き継がされない）という方向で変遷しました。

7、例外的事例

被相続人Aが定職につかずギャンブルにうつつをぬかし家庭内にトラブルが絶えないため母子（子をBとする）が家を出て以来10年以上AとBとの間に親子関係は全くなかったという事例です。最高裁は、①熟慮期間は民法の原則にしたがいAの死亡を知って（知らされて）から3か月とするべきである、しかし、②BがAに相続財産がないと信じた、③Aの生活歴、AとBとの間の交際状態その他諸般の状況からみてBに対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、④BがAに相続財産があるまいと信じるにつき担当な理由があると認められるとき、Bは、当初の熟慮期間を経過していても被相続人Aの債権者より相続人としてその支払いの請求を受けて3か月以内に相続放棄ができるとしました。

8、相続放棄の手続

家庭裁判所へ相続放棄の申述の申立をします。この手続は必要です。